

飼養衛生管理基準の改正の概要

消費・安全局動物衛生課
令和 2 年 5 月 12 日

1 我が国における26年振りの豚熱（CSF）の発生及びアジア地域でのアフリカ豚熱（ASF）の感染拡大を踏まえ、本年4月3日、新たな家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）が公布された。また、それに先立ち、同年3月9日に、豚、いのししの新たな飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）が公布された。

今回の飼養衛生管理基準の改正に当たっては、新法を踏まえた豚等の基準の改正を検討した上で、この結果を基に、他畜種の基準の改正を検討した。なお、「飼養衛生管理基準における大臣指定地域の考え方」は別紙のとおり。

2 具体的には、豚等の新たな基準に倣い、

(1) 取組の目的ごとに下記のⅠ～Ⅳに体系化する。また、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類する。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保
- Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防

(2) 「Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項」において、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の本基準を現場で徹底するための取組等を規定する。

(3) 具体的な防疫措置を定めるⅡ～Ⅳの内容については、口蹄疫や高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等の侵入リスク増加への対応として、今般のCSF対応において、これまでの基準に加えて追加的に推進してきた飼養衛生管理基準遵守指導の手引き、各種通知等に基づく指導内容のうち、他畜種にも共通する内容を反映する。

3 主な改正項目（案）は以下の通り。

(1) 豚等の基準

- ① 管理者を飼養衛生管理者に修正（Ⅰ－1、5）
- ② 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止を追加（Ⅰ－3）
- ③ 飼料安全法に基づくことを明記（Ⅱ－21）
- ④ 大臣指定地域に指定された場合の放牧場、パドック等における舎外飼養の中止を明記（Ⅲ－28）

(2) 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の基準

- ① 家畜の所有者の責務を新設（Ⅰ－1）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－3）
- ③ 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設。（Ⅰ－7、Ⅱ－14、21、Ⅲ－26）
 - ア 野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限
 - イ 安全な資材の利用
 - ウ 大臣指定地域に指定された場合の放牧場、パドック等における舎外飼養の中止を明記
- ④ 衛生管理区域の考え方を明確化（Ⅰ－8）

- ⑤ 放牧制限の準備について新設（Ⅰ－９）
- ⑥ 愛玩動物の飼養禁止を新設（Ⅰ－11）
- ⑦ 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加（Ⅱ－16、17）
- ⑧ 畜舎ごとの専用の靴の使用を追加（Ⅲ－24）
- ⑨ ねずみ及び害虫の駆除について新設（Ⅲ－29）
- ⑩ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（Ⅲ－30）
- ⑪ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設（Ⅳ－35）

（３）鶏その他家きんの基準

- ① 家きんの所有者の責務を新設（Ⅰ－１）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－３）
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化（Ⅰ－７）
- ④ 愛玩動物の飼養禁止を新設（Ⅰ－９）
- ⑤ 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加（Ⅱ－14、15）
- ⑥ 家きん舎以外の飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入防止措置を追加（Ⅲ－24）
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設（Ⅲ－27）
- ⑧ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設（Ⅳ－32）

（４）馬の基準

- ① 馬の所有者の責務を新設（Ⅰ－１）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－３）

- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化（Ⅰ－６）
- ④ 衛生管理区域に立入る際の人々の消毒、更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を新設（Ⅱ－８、９、１０、１１）
- ⑤ 他の馬飼養施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置を新設（Ⅱ－１２、１３）
- ⑥ 厩舎ごとの専用の靴の使用を追加（Ⅲ－１７）
- ⑦ 飼養管理に不要な物品を厩舎に持ち込まないことを明文化（Ⅲ－１９）
- ⑧ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（Ⅲ－２２）
- ⑨ 衛生管理区域から退出する人々の消毒、搬出する物品の消毒等を新設（Ⅳ－２５、２７）

以上